

特別対策による対応（平成18年12月）

1 移行等支援事業

小規模作業所等が新たな事業へ円滑に移行できるよう、①コンサルタントの派遣、②研修会の開催等のための経費を補助

1 都道府県：16,000千円（毎年度の上限：18年度～20年度）

2 基盤整備事業

新たな事業体系に移行する場合に必要な施設の改修等にかかる経費に対して助成（改修及び増築）

1 施設：20,000千円以内（18年度～20年度）

3 小規模作業所緊急支援事業

新たな事業への移行が直ちにできない小規模作業所に対して、経過的な措置として補助

1 か所あたり：110万円（18年度～20年度）

緊急措置による新たな対応（平成20年4月～）

1 移行促進事業

利用者の少ない小規模作業所の移行を促進するため、小規模作業所間の調整・連携、情報交換・意見交換等を行うための経費を補助

1都道府県：10,000千円（20年度）

2 移行促進のための定員要件の緩和

小規模作業所の新体系サービスへの移行を促進するため、都道府県知事が一定の要件を満たすと認めた場合には、移行先である就労継続支援B型等の定員要件を20名から10名に緩和（20年度～23年度）

定員要件を緩和する新体系サービス：就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援

3 地域活動支援センターの従たる事業所の設置

地域活動支援センターについて、主たる事業所とは別の場所で、一体的な運営管理の下でサービス提供を行う事業所（従たる事業所）の設置を認める。（20年4月～）

従（主）たる事業所の最低利用人員：6名

小規模作業所の移行促進のための定員要件の緩和

趣旨

- 小規模作業所の新体系サービスへの移行を促進するため、都道府県知事が一定の要件を満たすと認めた場合には、移行先である就労継続支援B型等の定員要件を20名から10名に緩和する。

具体的内容

【対象】

- ◎ 小規模作業所
地域活動支援センター

【定員要件を緩和する新体系サービス】

- ◎ 就労継続支援B型、生活介護、自立訓練
(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援

【緩和の要件】

- ◎ 都道府県知事が、将来的にも利用者の確保の見込みがないと認めた地域において事業を行うこと

※ 継続した安定的な事業の運営を確保するため、事業者としての指定を受ける際には、指定事業者としての義務(サービス提供拒否の禁止、会計の区分、サービス提供や会計に関する諸記録の整備等)を適切に履行すると認められることが必要。

【期間】

- ◎ 平成24年3月31日まで